

○宮古市墓地条例施行規則

平成17年8月30日

規則第209号

改正 平成20年3月31日規則第25号

令和4年4月1日規則第14号

令和5年3月29日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古市墓地条例（平成17年宮古市条例第118号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 条例第4条の規則で定める相当の理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に本籍を有する者が墓所又は合葬墓の利用を希望する場合
- (2) 市内に事務所の所在地を有する法人が墓所又は合葬墓の利用を希望する場合
- (3) 前号に定めるもののほか、市外に住所を有する者が墓所又は合葬墓の利用を希望することにやむを得ない事情がある場合

(令5規則10・一部改正)

(許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、宮古市墓所利用許可申請書（様式第1号）又は宮古市合葬墓・墓誌利用許可申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(令5規則10・一部改正)

(許可証の交付)

第4条 市長は、墓所の利用許可をしたときは宮古市墓所利用許可証（様式第3号）を、合葬墓の利用許可をしたときは宮古市合葬墓・墓誌利用許可証（様式第4号）を交付するものとする。

(令5規則10・一部改正)

(使用料の免除の申請)

第5条 条例第10条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該使用料の納付期限の10日前までに宮古市合葬墓使用料等免除申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（令5規則10・追加）

（手数料の免除の申請）

第6条 条例第12条の規定により手数料の免除を受けようとする者は、当該手数料の納付期限の10日前までに宮古市墓地管理手数料免除申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（令5規則10・旧第5条繰下・一部改正）

（使用料等の還付）

第7条 条例第13条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めた場合の既納の使用料の還付の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、条例第17条の規定により墳墓を他の墓所に移転した場合は、既納の使用料の全部を還付する。

- (1) 利用許可を受けた日から3年以内に墓所を返還する場合（当該墓所に墓碑等を設置しない場合に限る。以下同じ。）又は合葬墓の利用をやめる場合（当該合葬墓に焼骨を埋蔵する前である場合に限る。以下同じ。） 80パーセント
- (2) 利用許可を受けた日から3年を超え5年以内に墓所を返還する場合又は合葬墓の利用をやめる場合 70パーセント
- (3) 利用許可を受けた日から5年を超え10年以内に墓所を返還する場合又は合葬墓の利用をやめる場合 50パーセント
- (4) 利用許可を受けた日から10年を超え20年以内に墓所を返還する場合又は合葬墓の利用をやめる場合 30パーセント

2 既納の使用料を還付する場合の既納の手数料については、月割計算により還付する。この場合において、1月未満の端数は切り捨て、当該還付する手数料の額に10円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。

3 既納の使用料又は手数料を還付する場合において、未納の手数料があるときは、これを控除した

金額を還付する。

- 4 既納の使用料又は手数料の還付を受けようとする者は、宮古市墓地使用料等還付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（平20規則25・追加、令5規則10・旧第6条繰下・一部改正）

（墓所利用権承継の届出）

- 第8条 条例第16条第2項の規定による墓所利用権の承継の届出は、宮古市墓所利用権承継届（様式第8号）によるものとする。

（平20規則25・旧第6条繰下・一部改正、令5規則10・旧第7条繰下・一部改正）

（墓所返還の届出）

- 第9条 条例第18条第1項の規定による墓所の返還の届出は、宮古市墓所返還届出（様式第9号）によるものとする。

（平20規則25・旧第7条繰下・一部改正、令5規則10・旧第8条繰下・一部改正）

（合葬墓の利用の取りやめの届出）

- 第10条 条例第19条の規定による合葬墓の利用の取りやめの届出は、宮古市合葬墓利用取りやめ届（様式第10号）によるものとする。

（令5規則10・追加）

（墓碑等の設置の許可の申請）

- 第11条 条例第21条第1項の規定により、墓碑等の設置の許可を受けようとする者は、宮古市墓碑等設置許可申請書（様式第11号）に墓碑等の設計図を添えて市長に提出しなければならない。

（平20規則25・旧第8条繰下・一部改正、令5規則10・旧第9条繰下・一部改正）

（許可書の交付）

- 第12条 市長は、前条に定める申請書類を受理した場合は、これを審査し、当該申請書類の内容が次条各号に定める基準に適合していると認めたときは、宮古市墓碑等設置許可書（様式第12号）を交付するものとする。

（平20規則25・旧第9条繰下・一部改正、令5規則10・旧第10条繰下・一部改正）

（墓碑等の設置基準）

第13条 条例第21条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓碑の設置は、1区画につき1基とすること。
- (2) 墓碑等の高さは、隣接する区画との境界のブロック（以下「境界ブロック」という。）の上面から1.8メートル以内とすること。
- (3) 盛土の高さは、境界ブロックの上面から50センチメートル以内とすること。
- (4) 囲障の高さは、境界ブロックの上面から1メートル以内とすること。
- (5) 上屋等は、設けないこと。
- (6) 樹木は、植えないこと。

（平20規則25・旧第10条繰下、令5規則10・旧第11条繰下・一部改正）

（住居移転等の届出）

第14条 利用者は、住所を移転し、又は氏名を変更したときは、宮古市墓所・合葬墓利用者住所等変更届（様式第13号）により市長に届け出なければならない。

（平20規則25・旧第11条繰下・一部改正、令5規則10・旧第12条繰下・一部改正）

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平20規則25・旧第12条繰下、令5規則10・旧第13条繰下）

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第25号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第10号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

宮古市墓所利用許可申請書

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宮古市墓園の墓所を利用したいので、宮古市墓地条例第5条第1項の規定により申請します。

墓 所 利 用 申 請 者	本籍	
	生年月日	
	電話番号	()
利 用 墓 所	宮古市墓園の墓所	
墓碑等設置予定年月日	年 月 日	

管理事項	使用許可年月日	年 月 日
	区 画 番 号	区画第 号

様式第 2 号(第 3 条関係)

宮古市合葬墓・墓誌利用許可申請書

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所
氏 名
祭しを主 住所
宰する者 氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宮古市墓園の合葬墓を利用したいので、宮古市墓地条例第 6 条第 1 項の規定により申請
します。

合葬墓利用申請者	本籍	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	() -
埋蔵者	住所	
	本籍	
	氏名	
祭しを主宰する者	本籍	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	() -
墓誌の利用の有無	有 ・ 無	

管理事項	使用許可年月日 年 月 日
------	---------------

様式第3号(第4条関係)
(その1)

第 号

墓 所 利 用 許 可 証

宮古市長 印

(その2)

次のとおり許可します。

利 用 許 可 年 月 日		年 月 日	
利 用 墓 所		宮古市墓園 区画番号 区画第 号	
墓 所 利 用 者	住 所		
	氏 名		
管 理 事 項			

(その3)

注 意 事 項

- 1 この許可証は、大切に保管し、紛失などしないようにしてください。
- 2 利用者は、埋葬、焼骨の埋蔵又は改葬をする場合、あらかじめ埋火葬許可証又は改葬許可証を市長に提出してください。提出を怠ると処罰されます。
- 3 墓所の利用権を承継したときは、所定の様式により市長に届け出てください。
- 4 墓所に墓碑等を設置するときは、設計図を添え、所定の様式により申請し、市長の許可を受けてください。
- 5 住所を移転し、又は氏名を変更したときは、所定の様式により市長に届け出てください。
- 6 墓地の維持管理上特に必要がある場合は、墓所の利用について制限し、若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることがあります。
- 7 墓所を利用しなくなった場合は、墓所利用許可証を返還するとともに、所定の様式により市長に届け出て、墓所を原状に復して返還してください。
- 8 次の各号のいずれかに該当する場合は、墓所の利用の許可を取り消すことがあります。
 - (1) 宮古市墓地条例又は宮古市墓地条例施行規則に違反したとき。
 - (2) 宮古市墓地条例又は宮古市墓地条例施行規則の規定に基づく処分に違反したとき。
 - (3) 偽りその他の不正な手段により利用許可を受けたとき。
 - (4) 墓所を墳墓以外の目的に利用したとき。
 - (5) 使用料を納付しなかったとき。
 - (6) 手数料を3年度分滞納したとき(第9号に該当する場合を除く。)
 - (7) 墓所を利用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸したとき。
 - (8) 利用者が死亡した場合で、その祭しを行う相続人又は親族若しくは縁故者がいないとき。
 - (9) 利用者の住所が不明となった場合で、その所在が不明となったことを市長が知った日から10年を経過したとき。

(その4)

この欄は墓所利用者が記入して下さい。

埋 蔵 者 (埋葬者)	氏 名		続 柄	
	性別・年齢	男・女(歳)	埋蔵(葬)年月日	年 月 日
	氏 名		続 柄	
	性別・年齢	男・女(歳)	埋蔵(葬)年月日	年 月 日
	氏 名		続 柄	
	性別・年齢	男・女(歳)	埋蔵(葬)年月日	年 月 日
	氏 名		続 柄	
	性別・年齢	男・女(歳)	埋蔵(葬)年月日	年 月 日
	氏 名		続 柄	
	性別・年齢	男・女(歳)	埋蔵(葬)年月日	年 月 日
	氏 名		続 柄	
	性別・年齢	男・女(歳)	埋蔵(葬)年月日	年 月 日
	氏 名		続 柄	
	性別・年齢	男・女(歳)	埋蔵(葬)年月日	年 月 日
	氏 名		続 柄	
	性別・年齢	男・女(歳)	埋蔵(葬)年月日	年 月 日
氏 名		続 柄		
性別・年齢	男・女(歳)	埋蔵(葬)年月日	年 月 日	

様式第4号（第4条関係）
（その1）

第 号

合 葬 墓 ・ 墓 誌 利 用 許 可 証

宮古市長

印

(その2)

次のとおり許可します。

利用許可年月日		年 月 日
墓誌使用の有無		
埋 蔵 年 月 日		年 月 日
埋蔵者との続柄		
合葬墓 利用者	住 所	
	本 籍	
	氏 名	
埋蔵者	住 所	
	本 籍	
	氏 名	
祭しを主 宰する者	住 所	
	本 籍	
	氏 名	
管 理 事 項		

(その3)

注 意 事 項

- 1 この許可証は、大切に保管し、紛失などしないようにしてください。
- 2 利用者は、焼骨の埋蔵をする場合、あらかじめ埋火葬許可証又は改葬許可証を市長に提出してください。提出を怠ると処罰されます。
- 3 住所を移転し、又は氏名を変更したときは、所定の様式により市長に届け出てください。
- 4 次のいずれかに該当する場合は、合葬墓の利用の許可を取り消すことがあります。
 - (1) 宮古市墓地条例又は宮古市墓地条例施行規則に違反したとき。
 - (2) 宮古市墓地条例又は宮古市墓地条例施行規則の規定に基づく処分に違反したとき。
 - (3) 偽りその他の不正の手段により利用許可を受けたとき。
 - (4) 合葬墓を利用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸したとき。
 - (5) 利用者の住所が不明となった場合で、その所在が不明となったことを市長が知った日から10年を経過したとき。

様式第 5 号(第 5 条関係)

宮古市合葬墓使用料等免除申請書

年 月 日

宮古市長 あて

申 請 者 住 所
(合葬墓利用者) 氏 名

次のとおり宮古市墓地条例第 1 0 条の規定により使用料の免除を受けたいので、申請します。

死 亡 者 の 住 所		
死 亡 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日		年 月 日生
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由		
墓 誌 使 用 の 有 無	有 ・ 無	
免 除 を 受 け よ う と す る 額	円	

管 理 事 項	
------------------	--

様式第6号(第6条関係)

宮古市墓地管理手数料免除申請書

年 月 日

宮古市長 あて

申請者住所
(墓所利用者) 氏名

宮古市墓園の手数料の免除を受けたいので、宮古市墓地条例第12条の規定により申請します。

利用墓所	宮古市墓園 区画第 号
減免を受けたい理由	

管理事項	
------	--

様式第 7 号（第 7 条関係）

宮古市墓地使用料等還付請求書

年 月 日

宮古市長 あて

請 求 者 住 所
氏 名

宮古市墓園の墓所、合葬墓又は墓誌の使用料等の還付を受けたいので、宮古市墓地条例
施行規則第 7 条第 4 項の規定により請求します。

許 可 年 月 日	年 月 日		
合葬墓の利用の取りやめ年月日	年 月 日		
返 還 届 年 月 日	年 月 日		
返 還 し た 墓 所	宮古市墓園 区画第 一 号		
使用料還付請求額	既納使用料	円の %の額	円
手数料還付請求額	既納手数料	円の 年 月分	円
請 求 額 合 計	円		
還 付 先 指 定 口 座	金融機関名 (支店名も記入 願います。)		
	預 金 種 別	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	口 座 名 義 人		

管 理 事 項	未納の手数料の金額	円
	還付決定額	円

様式第8号(第8条関係)

宮古市墓所利用権承継届

年 月 日

宮古市長 あて

申請者住所

(墓所承継者)氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宮古市墓園の墓所利用権を下記のとおり承継したので、宮古市墓地条例第16条第2項の規定により届け出ます。

墓所承継者（申請者）	本 籍	
	生年月日	
	電話番号	（ ）
利 用 墓 所	宮古市墓園 区画第 号	
前 利 用 者	住 所	
	氏 名	
前利用者との続柄		
承 継 の 理 由		

管理事項	
------	--

様式第9号(第9条関係)

宮古市墓所返還届

年 月 日

宮古市長 あて

申請者住所
(墓所利用者) 氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宮古市墓園の墓所を返還するので、宮古市墓地条例第18条第1項の規定により届け出ます。

利用墓所	宮古市墓園 区画第 号
返還理由	
改葬(予定)年月日	年 月 日
墓碑等の撤去予定年月日	年 月 日

管理事項	
------	--

様式第 1 0 号(第 1 0 条関係)

宮 古 市 合 葬 墓 利 用 取 り や め 届

年 月 日

宮古市長 あて

申 請 者 住 所
(合葬墓利用者) 氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宮古市合葬墓の利用をやめるので、宮古市墓地条例第 1 9 条の規定により届け出ます。

利用の取りやめの年月日	年 月 日
利用の取りやめの理由	

管理事項	
------	--

様式第11号(第11条関係)

宮古市墓碑等設置許可申請書

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所

(墓所利用者) 氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宮古市墓園の墓所に墓碑等を設置したいので、宮古市墓地条例第20条第1項の規定により申請します。

利 用 墓 所	宮古市墓園 区画第 号	
墓 碑 等 設 置	着工予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	墓碑等の設計図	

管理事項	
------	--

様式第12号(第12条関係)

宮古市墓碑等設置許可書

許可番号 第 号
年 月 日

様

宮古市長 印

年 月 日付けで申請のあった墓碑等の設置については、書類を審査した結果、基準に適合しているので、設置を許可します。

ただし、墓碑等の設置完了後、申請と違う墓碑等の設置を市長が確認した場合は、市長の指示に従い、基準に適合するよう必要な措置を行うものとし、利用者が市長の指示に従わないときは、墓所の利用の許可を取り消すことがあります。

墓 碑 等 の 設 置 基 準

- (1) 墓碑の設置は、1区画につき1基とすること。
- (2) 墓碑等の高さは、隣接する区画との境界のブロック(以下「境界ブロック」という。)の上面から1.8メートル以内とすること。
- (3) 盛土の高さは、境界ブロックの上面から50センチメートル以内とすること。
- (4) 囲障の高さは、境界ブロックの上面から1メートル以内とすること。
- (5) 上屋等は、設けないこと。
- (6) 樹木は、植えないこと。

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

宮古市墓所・合葬墓利用者住所等変更届

年 月 日

宮古市長 あて

申 請 者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり住所を移転し、又は氏名を変更したので、宮古市墓地条例施行規則第 1 4 条の規定により届け出ます。

利 用 墓 地	☐ 墓所 区画第 ー 号 ☐ 合葬墓	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

管 理 事 項	
---------	--

様式第1号 (第3条関係)

(平20規則25・令4規則14・一部改正)

様式第2号 (第3条関係)

(令5規則10・追加)

様式第3号 (第4条関係)

(平20規則25・一部改正、令5規則10・旧様式第2号繰下)

様式第4号(第4条関係)

(令5規則10・追加)

様式第5号 (第5条関係)

(令5規則10・追加)

様式第6号 (第6条関係)

(令4規則14・一部改正、令5規則10・旧様式第3号繰下・一部改正)

様式第7号 (第7条関係)

(令5規則10・全改)

様式第8号 (第8条関係)

(平20規則25・旧様式第4号繰下・一部改正、令4規則14・一部改正、令5規則10・
旧様式第5号繰下・一部改正)

様式第9号 (第9条関係)

(平20規則25・旧様式第5号繰下・一部改正、令4規則14・一部改正、令5規則10・
旧様式第6号繰下・一部改正)

様式第10号 (第10条関係)

(令5規則10・追加)

様式第11号 (第11条関係)

(平20規則25・旧様式第6号繰下・一部改正、令4規則14・一部改正、令5規則10・
旧様式第7号繰下・一部改正)

様式第12号 (第12条関係)

(平20規則25・旧様式第7号繰下・一部改正、令5規則10・旧様式第8号繰下・一部改正)

様式第13号 (第14条関係)

(令5規則10・全改)